

○スライドについては、工事の請負契約において適用しているところですが、昨今の設計業務委託等技術者単価の上昇等を踏まえ、業務においても価格転嫁対策を強化するために、**令和8年度以降に新規契約する建築関係建設コンサルタント業務（建築設計業務、設計意図伝達業務、建築工事監理業務等）からスライド制度（業務スライド）を試行導入します。**

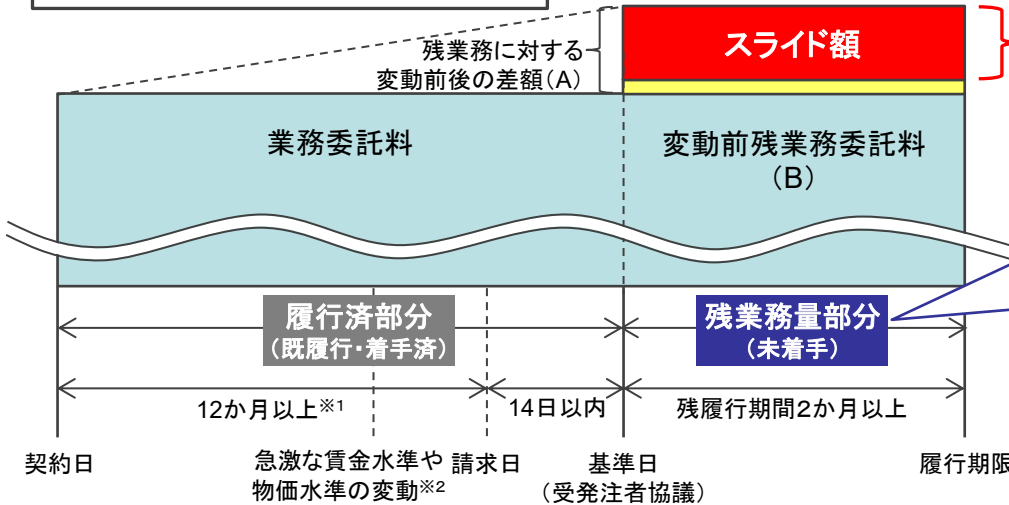
制度のポイント

○スライドとは、賃金等の変動に対処するため変動後の差額（スライド額）を業務委託料に反映する制度です。

○業務スライドは、工事請負契約書第26条第1項から第4項（全体スライド）、同条第6項（インフレスライド）に準拠し、入札説明書及び特記仕様書にその適用を明記します。

（参考）工事においては、スライド制度として、全体スライド、単品スライド、インフレスライドの3つがあります。

業務スライド（増額）のイメージ



■ 全体スライドの場合

$$A - B \times 1.5\%$$

($A > B \times 1.5\%$ の場合のみ適用可能)

■ インフレスライドの場合

$$A - B \times 1.0\%$$

($A > B \times 1.0\%$ の場合のみ適用可能)

残業務量の算定にあたっては、基準日時点で「既履行」、「着手済」、「未着手」に区分し、増額スライドの場合は「既履行」と「着手済」を履行済部分、「未着手」を残業務量部分とします。（減額スライドの場合は「既履行」を履行済部分、「着手済」と「未着手」を残業務量部分とします。）

なお、「未着手」は、基準日以降に着手することが適切な項目等で、かつ基準日以前に着手していないことが明確に確認できる項目等に限ります。

※1 全体スライドの場合、契約締結から12か月以上経過した業務が対象となる。

※2 インフレスライドの場合、履行期間の経過は関係なく、急激なインフレがあった場合が対象となる。

業務の履行期間中に賃金水準等の変動が生じた場合には、受発注者協議の上、適切に業務委託料に反映します。